

安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎厚生労働大臣 宛て

国際婦人年連絡会

世話人 實生 律子
紙谷 雅子
大倉多美子

長時間労働の是正に向けた労働時間法制の規制強化に関する要望について

政府は、3 月 28 日に開催された「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」をとりまとめました。しかし、長時間労働の是正について罰則付き時間外労働の規制が導入となったものの、繁忙期の特例として 100 時間未満の残業を容認することや、休日労働を含んで 2 ヶ月平均 80 時間などと、時間外労働の限度については『過労死ライン』そのものとなっており、法律でこれを定めるということは、「過労死するまで働かせても構わない」という間違ったメッセージを発することにつながりかねません。

働く現場では、仕事に追われて睡眠時間を削って働き、心身の健康を損なって過労死や過労自死する人が後を絶ちません。1 日 8 時間、週 40 時間以内の労働で、健康で文化的な生活ができる社会の実現が求められています。

厚生労働省の調査では、第一子が産まれた家庭で、その後第二子が産まれているかどうか大きな影響を与えているのが、夫の帰宅時間と家事・育児への参画時間であるとの結果が出ています。また、夫が長時間労働で家に不在がちなことは、女性の就業・活躍を困難にしており、性別役割分担意識を払拭するためにも長時間労働の是正は喫緊の課題です。

男女がともに人間らしく安心して働き続けることができる社会に向け、以下の点を要請します。

記

1. 時間外労働の限度については、「限度基準」（月 45 時間、年 360 時間）を法制化し、36 条協定の特別条項は廃止すること。
2. 勤務の終了と開始の間に 11 時間以上の間隔をおく「勤務間インターバル制度」を導入すること。
3. 時間外労働の見直しを行う際には、労働者（特に女性）のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境を整備すること。

以上

